（廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の七　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　事業所の名称及び所在地

三　廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設（以下「廃止措置対象附属施設」という。）及びその敷地

［四～七　略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～四　略］

五　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

六　［略］

七　廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

［八～十　略］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第二十二条の八　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　事業所の名称及び所在地

［三・四　略］

［2・3　略］

（廃止措置の終了の確認の申請）

第二十二条の十一　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　事業所の名称及び所在地

［三～五　略］

［2・3　略］

（廃止措置の終了確認の基準）

第二十二条の十二　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

［二・三　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の七　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

三　廃止措置対象附属施設及びその敷地

［四～七　同上］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～四　同上］

五　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

六　［同上］

七　廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

［八～十　同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第二十二条の八　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

［三・四　同上］

［2・3　同上］

（廃止措置の終了の確認の申請）

第二十二条の十一　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により、廃止措置の終了の確認を受けようとする者（第二種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る事業所の名称及び所在地

［三～五　同上］

［2・3　同上］

（廃止措置の終了確認の基準）

第二十二条の十二　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準（第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　廃止措置対象附属施設の敷地に係る土壌及び当該敷地に残存する施設について放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

［二・三　同上］